
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.150 2018/12/27

1 平成30年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果（中間報告）の公表

12月26日、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課輸入食品安全対策室は、平成30年4月から9月までの監視指導結果（中間報告、速報値）を取りまとめ公表した。主な内容は次の通り。〔 〕内は平成29年度同期間の実績値

平成30年4月から9月の輸入届出件数は1,228,569件〔1,225,011件〕であり、輸入届出重量は約12,197千トン〔約12,255千トン〕であった。これに対し、103,262件〔102,756件〕（モニタリング検査30,496件〔29,709件〕、検査命令28,842件〔30,130件〕、自主検査45,769件〔46,119件〕等の合計から重複を除いた数値）の検査を実施し、このうち385件〔384件〕を法違反として、積み戻しや廃棄等の措置を講じた。

条文別の違反件数は、法第11条（食品の規格（微生物、残留農薬、残留動物用医薬品）、添加物の使用基準等）違反が249件と最も多く、次いで法第6条（アフラトキシン、シアン化合物等の有毒・有害物質の付着等）違反が124件、法第18条（器具又は容器包装の規格）違反が14件、法第10条（指定外添加物の使用）違反が9件、法第9条（食肉の衛生証明書の添付）違反が2件であった。

モニタリング検査は、30,496件（計画件数延べ98,521件に対し60,295件（実施率：約61%）を実施し、このうち82件（延べ84件数）に法違反が確認され、回収等の措置を講じた検査命令は、平成30年9月30日現在で、全輸出国対象の17品目及び30カ国・1地域の70品目を対象としており、28,842件（延べ43,386件）を実施し、このうち118件（延べ同件数）に法違反が確認され、積み戻しや廃棄等の措置を講じた。

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000189116_00003.html

中間報告

<https://www.mhlw.go.jp/content/000464442.pdf>